

## UIJターンによるプロフェッショナル人材確保のための お試し雇用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地域における中核となる企業の育成・支援を行うため、和歌山県内（以下「県内」という。）に事業所等を有する者（以下「事業者」という。）が行うUIJターンによるプロフェッショナル人材のお試し雇用に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 事業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項の中小企業者をいう。
- (2) UIJターン 和歌山県外に居住している者が県内に居住地を移転することをいう。
- (3) プロフェッショナル人材 5年以上の経験により事業企画、運営等の実績を有し、かつ、人材を受け入れる事業者において競争力の強化に繋がるような活躍が期待できる人材をいう。
- (4) お試し雇用 事業者及びプロフェッショナル人材の双方が、就業の可否を判断するための3か月以内の期間の雇用又は正規雇用後の3か月以内の試用期間における雇用をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業者であって、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項又は第5項に規定する営業を行う者又はこれらの営業の全部若しくは一部を受託する者でないこと。
- (2) 規則第4条の規定による補助金の交付の申請の日又は規則第5条の規定による補助金の交付の決定の日において和歌山県税に滞納がなく、かつ、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、UIJターンを行うプロフェッショナル人材をお試し雇用として、次の表に定める条件により雇用する事業とする。ただし、国その他公的支援機関の補助金等の交付を受けて行う事業を除く。

お試し雇用に係る条件	<p>1 プロフェッショナル人材が事業者の役員等（事業者が法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の権限を有する者をいい、法人でない団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の権限を有する者をいう。）の3親等以内の親族でないこと。</p> <p>2 いずれか一方の事業者のもう一方の事業者に対する出資比率が50パーセント以上である事業者間における出向又は転籍に相当するものでないこと。</p> <p>3 お試し雇用後お試し雇用前に在籍した会社等に戻ることを前提とするものでないこと。</p>
お試し雇用後の正式雇用条件	<p>1 労働者の雇用形態、賃金体系などについて、労働契約の期間の定めがなく、長期雇用を前提とした待遇を受けるものであること。</p> <p>2 原則として、年間換算給与額がお試し雇用に係る雇用年間換算給与額を下回らないこと。</p>

(交付額)

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表に掲げる算定方法により算定した同表に掲げる経費とする。

2 この補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。）又は100万円のいずれか少ない額とし、その交付は同一事業者に対して1年度1回に限るものとする。

補助対象経費	算定方法
①給与（給料、各種手当、賞与等）	補助対象者の規程による額
②移転費用（引越費用、ホテル滞在費用等）	補助対象者の規程による額とし、規程がない場合は実費又は県規程による上限額のいずれか少ない額
③社会保険料	法令による額

(交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、規則第4条に規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添え、知事に提出しなければならない。

- (1) お試し雇用計画書（別記第1号様式）
- (2) 誓約書（別記第2号様式）
- (3) プロフェッショナル人材の職務経歴書
- (4) プロフェッショナル人材が県外在住であることを証明する書類（住民票又はその写し等）
- (5) 雇用契約書（ひな形）の写し
- (6) 事業者の概要を明らかにする書類（事業者の事業概要が分かるパンフレット等）

- (7) 法人にあつては法人登記簿謄本の写し、個人事業主にあつては開廃業等届出書の写し
  - (8) 直近の決算書の写し
  - (9) 県税事務所が発行する納税証明書（滞納がないことの証明）
  - (10) その他知事が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を申請するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付条件)

第 7 条 規則第 6 条の規定により補助金の交付に際して付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
  - イ 補助事業に要する経費の配分の変更（当該変更に係る額が経費区分相互間のいずれか低い額の 20 パーセントを超えないものを除く。）をしようとする場合。
  - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しなければならないこと。
- (5) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付申請時にあらかじめ当該相当額を減らして交付申請している場合を除き、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額することとなること。この場合において、事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、知事に報告すること。

(変更交付申請及び変更承認申請)

第8条 補助金の交付決定後の事情により、補助金の変更交付を受けようとするときは、変更交付申請書(別記第3号様式)にお試し雇用計画書その他変更に係る書類を添え、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、変更承認申請書(別記第4号様式)又は中止(廃止)承認申請書(別記第5号様式)に変更後のお試し雇用計画書、その他変更に係る書類を添え、知事に提出しなければならない。ただし、前項の申請を行う場合は、この限りでない。

(実績報告書)

第9条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書は、次に掲げる書類を添えて、事業完了後30日以内又は補助対象事業の実施年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(1) 実績報告内訳書(別記第6号様式)

(2) 補助対象経費の金額及びプロフェッショナル人材に対する支給が確認できる書類の写し

(3) お試し雇用時の雇用契約書の写し、及び正規雇用した場合はその雇用契約書の写し

(4) その他知事が必要と認めるもの

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度分の補助金から適用する。